～令和３年３月31日までに指定を受けた内陸市町村の事業者用

産業再生特区による 税制優遇 について

～ 一定の要件を満たせば税金の控除等が受けられます ～

1 主な優遇措置

対象となる事業者が、2021年３月31日までに東日本大震災復興特別区域法に基づく県の指定等を受けることにより、次の特例を受けることができます。（被災事業者以外も可）

黒字であるほどお得に！

（１）雇用減税（38条）

雇用者等※に対して給与等を支給する場合、指定日以後５年間、給与等支給額の10%（2019年４月以降に指定を受けた場合、沿岸12市町村以外は7%）を**法人税等の20%を限度に控除**

※　雇用者等：2011年３月11日での被災３県等での「居住」又は「雇用」が確認できる者

資産取得の際にまずご検討を！

（２）設備投資減税（37条）

「建物」、「建物附属設備」、「機械・装置」又は「構築物」を取得し、事業の用に供した場合、

（３）新規立地促進税制（40条）

2012年３月30日以後に新設された一定の要件を満たす法人に限り、指定日以後５年間、課税を繰延べ（※沿岸12市町村に新規立地する法人に限る）

※　（１）、（２）、（３）は、年度ごとにいずれか１つの**選択適用**となります。（地方税との併用は可）

（４）開発研究用資産減税（39条）

開発研究用資産を取得して開発研究の用に供した場合、特別償却に加え、その償却費について研究開発税制を適用し税額控除

資産取得とセット！（赤字でも固定資産税はかかります）

（５）地方税の減税

上記の国税の特例のうち、（２）、（３）又は（４）の指定を受けた場合には、県や市町村で定めるところにより、新規供用資産に係る**固定資産税、不動産取得税、事業税を減免**（※（３）は、再投資設備等の特別償却の適用を受ける施設等に限る。）

2 対象となる事業者

一定の区域※1で指定の業種※2を営む事業者（個人事業者を含む）が対象です。

※1　沿岸は幹線道路周辺、内陸は工業団地内など、全市町村ごとに設定
※2　セメント、鉄鋼、電子機械製造、輸送用機械器具、医薬品、情報サービス、木材、環境負荷低減

3 制度の詳細及び様式

区域・業種等の詳細及び様式については、産業再生特区のホームページをご確認ください。

☆「岩手県トップページ」→「震災復興」→「なりわいの再生」→「産業再生特区による税制優遇について」

【お問い合わせ先】岩手県　復興防災部　復興くらし再建課
TEL:019-629-6931　FAX:019-629-6944　E-mail:AJ0004@pref.iwate.jp

（裏面）

控除額の計算例

（2019年４月１日以降に指定を受け、沿岸12市町村で事業を実施する場合）

☆　雇用減税（38条）の場合

〔前提〕　対象雇用者等に対する給与・賞与等の年間支給総額　9,000万円（@300万円×30人）

〔計算例〕 9,000万円×10%×５年間＝　**4,500万円が控除**　（※法人税等の20%が上限）

☆　設備投資減税（37条）の場合

〔前提〕　建物１億円、機械装置5,000万円を取得し、2019年４月１日に供用を開始

〔計算例〕 **特別償却の場合**　１億円×25%+5,000万円×50%＝　**5,000万円を損金算入**

税額控除の場合　１億円×　8%+5,000万円×15%＝　**1,550万円が控除**（※法人税等の20%が上限）

※併せて県や市町村で定めるところにより、固定資産税、不動産取得税、事業税を減免

（優遇措置の適用内容は各事業者の状況により異なりますので、詳細については各税務当局にご確認ください。）

手続きの流れ

事業の指定（指定者：県）（窓口：市町村）　▶　**事業の実施**（指定事業者）　▶　**実施状況の認定**（認定者：県）（窓口：市町村）　▶　**優遇措置の適用**（窓口：各税務当局）

よくある質問

Ｑ１　県の指定や認定を受けるだけで優遇措置を受けることができるか？

→　事業認定後、**別途、各税務当局での手続きが必要**です。なお、優遇措置の適用は**最終的に各税務当局の判断**によりますので、控除額の計算方法等の詳細については、各税務当局に確認願います。

Ｑ２　指定に必要な申請書及び認定に必要な報告書は、いつまでに提出すればよいか？

→　事業の指定：**指定を受けたい日の２～３か月前に県の窓口に事前相談**のうえ、指定を受けたい日の**１か月前まで**に、市町村の窓口に申請書を提出願います。

（※　資産取得に係る特例の場合、原則として、資産を事業の用に供する前に指定を受ける必要があります。）

（※　地方税の特例を併せて受ける場合、税金の賦課期日（１月１日等）以前の指定が必要な場合があります。）

→　実施状況の認定：**事業年度終了後、翌月の23日まで**に、市町村の窓口に報告書を提出願います。

（※　資産取得に関する特例の場合、**報告時に償却資産の明細書（償却額は暫定額で構わないこと）の提出が必要**ですので、十分に余裕を持ってご準備願います。）

Ｑ３　指定や認定を受ける時期によって優遇措置の内容は変わるか？

→　指定を受けた日（雇用減税）又は資産を事業の用に供した日（設備投資減税、開発研究用資産減税）が、**2019年4月1日以降である場合、優遇措置の内容が一部引き下げ**られます。（沿岸12市町村以外）

→　雇用減税においては、指定の時期が税額控除の総額に影響することもありますので、申請時期については税理士等とご相談ください。

Ｑ４　指定申請書や添付書類にかかる記載事項・内容に変更がある場合に手続きは必要か？

→　変更がある場合、**遅滞なく、その旨を届け出る必要**があります。（様式：県ホームページに掲載）

Ｑ５　新規供用資産に係る敷地（土地）について、固定資産税及び不動産取得税の減免は適用されるか？

→　県や市町村の定めにより、減免の対象となる場合がありますので、詳細は各税務当局に確認願います。